

○環境省告示第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年^{農林水産省}環境省令第
二二二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境
大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境
省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、令和八年 月 日から適用する。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)</p> <p>第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜十五 (略)</p> <p>十六 <i>Acheilognathus macropterus</i>(オオタナゴ)、<i>Tachysurus fulvidraco</i>(コウライギギ)、<i>Ameiurus nebulosus</i>(アラウシグルクシト)、<i>Pylodictis olivaris</i>(アラシトクシトキヤットフイシシロ)、<i>Silurus glanis</i>(ヨーロッパナマス)、<u>かわかます科全種</u>、<u><i>Gambusia holbrooki</i>(ガハブスミア・ホルブロオキ)</u>、<u><i>Lepomis</i> 属(ブルーギル属)のうち <i>Lepomis macrochirus</i> 以外のもの</u>、<i>Neogobius melanostomus</i>(シウレンゴロイ)、<i>Lates niloticus</i>(ナイルペーチ)、<i>Morone americana</i>(ホロイトペーチ)、<u><i>Macquaria ambigua</i>(コールトペーチ)</u>、<i>Gymnocephalus cernua</i>(シシ)</p>	<p>(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)</p> <p>第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜十五 (略)</p> <p>十六 <i>Acheilognathus macropterus</i>(オオタナゴ)、<i>Tachysurus fulvidraco</i>(コウライギギ)、<i>Ameiurus nebulosus</i>(アラウシグルクシト)、<i>Pylodictis olivaris</i>(アラシトクシトキヤットフイシシロ)、<i>Silurus glanis</i>(ヨーロッパナマス)、<u>かわかます科全種</u>、<i>Gambusia holbrooki</i>(ガハブスミア・ホルブロオキ)、<i>Neogobius melanostomus</i>(シウレンゴロイ)、<i>Lates niloticus</i>(ナイルペーチ)、<i>Morone americana</i>(ホロイトペーチ)、<i>Gymnocephalus cernua</i>(シシ)、<i>Perca fluviatilis</i>(ヨーロッパペーチ)、<i>Sander lucioperca</i>(ペイタペーチ)、<i>Siniperca</i></p>

『 *Perca fluviatilis*(ヨーロッパパーチ)、『 *Sander lucioperca*(く
イクパーチ)、『 *Coreoperca* 属(オヤニラシ属)に属する種のうち
Coreoperca kawamebari(オヤニラシ)以外のもの、『 *Siniperca*
chuatsi(ケツギヨ)及び *Siniperca scherzeri*(コウライケツギヨ)
』、かわがます科に属する種が同科に属する他の種と交雑するこ
とにより生じた生物並びに *Lepomis* 属(ブルーギル属)に属する
種が *Lepomis* 属(ブルーギル属)に属する他の種と交雑すること
により生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イ〜ホ (略)

十七 ガー科全種、『 *Gambusia affinis*(カダヤシ)、『 *Morone*
chrysops(ホロイトズ)、『 *Morone saxatilis*(ストライプトズ)
及び *Maccullochella peeli*(マーレーコッド)』、ガー科に属する種
が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物並びに
Morone chrysops(ホロイトズ)が *Morone saxatilis*(ストライ
プトズ)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子
孫を含む。)

イ〜ハ (略)

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別
措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定
飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又
は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書
に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内

chuatsi(ケツギヨ)及び *Siniperca scherzeri*(コウライケツギヨ)
並びにかわがます科に属する種が同科に属する他の種と交雑す
ることにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イ〜ホ (略)

十七 ガー科全種、『 *Gambusia affinis*(カダヤシ)、『 *Morone*
chrysops(ホロイトズ)及び *Morone saxatilis*(ストライプトズ)
』並びにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑するこ
とにより生じた生物及び *Morone chrysops*(ホロイトズ)が
Morone saxatilis(ストライプトズ)と交雑することにより生じ
た生物(それぞれの生物の子孫を含む。)

イ〜ハ (略)

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別
措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定
飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又
は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届
出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日

に環境大臣に提出すること。

ホ (略)

十八〜三十三 (略)

以内に環境大臣に提出すること。

ホ (略)

十八〜三十三 (略)